

四日市市訓令第6号

府中一般  
各公所

四日市市立保育所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市長 森智広

四日市市立保育所処務規程の一部を改正する規程

四日市市立保育所処務規程（昭和26年四日市市規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務の専決)  第2条の2 園長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例若しくは重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。 (1)から(4)まで (略)  <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) 2 (略)	(事務の専決)  第2条の2 園長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例若しくは重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。 (1)から(4)まで (略)  <u>(5) 前号の支出負担行為に係る支出命令に関すること。</u> <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) 2 (略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)